

長門川水道企業団最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長門川水道企業団が発注する工事又は製造の請負に係る入札において、長門川水道企業団財務規程（平成15年長門川水道企業団管理規程第1号）第110条第1項及び入札約款（平成26年8月1日制定）第6条第3項の規定により、最低制限価格を設ける必要がある場合における最低制限価格の設定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、長門川水道企業団財務規程において使用する用語の例による。

(最低制限価格の基準)

第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額とし、合計額が入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額とする。）から1,000円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に100分の55を乗じて得た額

2 建設工事の性質上前項の規定による算出方法により難しいものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内の額から1,000円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。